

身体拘束等の適正化指針

つばきヘルパーステーション

1. 目的・位置づけ

本指針は、つばきヘルパーステーション（以下「当事業所」という）において、身体拘束等の廃止および適正化を推進し、利用者の人権および尊厳を守ることを目的とする。

本指針は、介護保険法、指定訪問介護の運営基準、高齢者虐待防止法等に基づき策定し、運営規程、高齢者虐待防止指針、感染症の予防及びまん延防止指針等と一体的に運用する。

2. 用語の定義

（1）身体拘束等

身体拘束とは、利用者の行動の自由を制限する行為をいい、以下の行為を含むが、これらに限られない。

- ・ベッドや椅子、車椅子等に縛り付ける行為
- ・立ち上がりや歩行を制限する行為
- ・ミトン型手袋の装着
- ・その他、身体的・心理的に行動を抑制する行為

3. 基本方針（原則禁止）

当事業所は、身体拘束等を原則として行わない。身体拘束は利用者の尊厳を著しく侵害し、高齢者虐待に該当する可能性があることを全職員が理解する。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の要件

次の3要件をすべて満たす場合に限り、例外的に身体拘束を行うことができる。

- ① 切迫性：利用者本人または他者の生命または身体に重大な危険が差し迫っていること
- ② 非代替性：身体拘束以外に代替する手段がないこと
- ③ 一時性：必要最小限の期間に限定されていること

5. 訪問介護における留意点

在宅において、家族等により身体拘束が行われている場合がある。その場合も安易に容認することなく、サービス提供責任者、介護支援専門員、地域包括支援センター等と連携し、身体拘束に至らない支援方法を検討する。

- ・転倒防止を目的とした過度なベッド柵の固定
- ・徘徊防止を目的とした施錠
- ・行動抑制を目的とした身体的制限

6. 組織体制

(1) 身体拘束等適正化責任者

管理者を身体拘束等適正化責任者とし、取組全般を統括する。

(2) 委員会の設置

虐待防止・身体拘束等適正化委員会を年1回以上開催し、事例検討、再発防止策の検討および研修計画の立案を行う。

7. 記録・説明・同意

やむを得ず身体拘束等を行った場合には、以下の事項を必ず記録する。

- ・開始日時および解除日時
- ・身体拘束に至った理由
- ・検討した代替手段とその結果
- ・利用者および家族への説明内容と同意の有無

8. 高齢者虐待防止との関係

不適切な身体拘束等は高齢者虐待（身体的虐待・心理的虐待）に該当する可能性がある。虐待が疑われる場合は、高齢者虐待防止指針に基づき、市町村等関係機関へ通報する。

9. 研修・教育

全職員を対象に、年1回以上、身体拘束等の適正化に関する研修を高齢者虐待防止に関する研修と併せて実施する。

新任職員には、採用時研修において本指針の内容を説明する。

制定日：令和8年4月1日

初回制定：令和8年4月1日